

臨時 登所・登園届

(保護者記入)

R5.6 改訂

この届は、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着くまでの、当面の間のみ適用とします

保育所(園)長宛

児童氏名

- ・登所(園)の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、届の記入および提出をお願いします
- ・基準を満たしていないと判断した場合には、登所(園)をお断りすることがあります

| 該当疾患 に○ | 疾患名 | 登所・登園の基準 以下の基準に基づき、園と保護者で判断する |
|------------|-----------------|--|
| | A 群溶連菌感染症 | 抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状がなく、園での活動に通常通り参加できること |
| | RSウイルス感染症 | 症状がでた日を0日目として、8日以上自宅療養し、咳等の症状がなくなり、園での活動に通常通り参加できること |
| | 突発性発疹 | 解熱後24時間以上経過し、食欲があり、機嫌が良く、園での活動に通常通り参加できること |
| | 伝染性紅斑 (りんご病) | 食欲があり、機嫌がよく、園での活動に通常通り参加できること |
| | ヘルパンギーナ | 解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること |
| | 手足口病 | 解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること |
| | 伝染性膿痂疹 (とびひ) | 患部を覆えば登園可 覆えない時は、かさぶたがとれるまでは登園不可 |
| | インフルエンザ | 発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで(発症日: 月 日、解熱日: 月 日) |

(医療機関名) (年 月 日受診) において上記疾患と診断されました。登園の基準を満たしたので、 年 月 日より登園します。

用紙下部に日付及び保護者名の記入をお願いいたします。

【新型コロナウイルス】

- ・基準を満たしていないと判断した場合には、登所(園)をお断りすることがあります

| 登所・登園の基準 以下の基準に基づき、園と保護者で判断する | 発症日等の確認方法 | |
|---|-----------|--|
| | 該当に○ | 確認方法 |
| 発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快 ^{※1} 後1日を経過するまで 発症日 ^{※2} : 月 日 症状軽快日: 月 日 | | ①病院を受診 医療機関名 _____ (年 月 日受診) |
| ※1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。 ※2 発症日が不明の場合は陽性判明日を記入して下さい。 | | ②自身で抗原定性検査又はPCR検査を実施 (年 月 日検査) |

登園の基準を満たしたので、 年 月 日より登園します。

年 月 日 保護者名

(自署)

(作成: 千葉市医師会)